

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託等の販売勧誘に係る外務員資格制度等の見直しについて（中間報告）

平成 23 年 9 月 9 日

外務員等資格試験制度の見直しに関するワーキング

I. 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託等の販売勧誘に係る外務員資格制度の見直しについて

I－1 検討経緯

1. 金融庁

- (1) 平成 22 年 1 月 21 日「金融市場に係る制度整備について」公表
 - (2) 平成 22 年 9 月 13 日「デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について」公表
 - ① 法令による不招請勧誘規制の見直し・個人顧客を相手方とする店頭デリバティブ取引については、法令により不招請勧誘を禁止
- ⇒ 平成 22 年 12 月 27 日、金融商品取引業等に関する内閣府令の改正（平成 23 年 4 月 1 日施行）
- ② 自主規制による販売勧誘ルール強化

2. 日本証券業協会における販売勧誘ルールの強化

- (1) 日本証券業協会では、協会員における店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託及びレバレッジ投資信託（以下「複雑な仕組債・投資信託等」という。）の販売勧誘の適正化を図るため、本年 2 月 1 日、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（以下「投資勧誘規則」という。）等の改正が行われ、その商品性・リスク等に応じて次の措置が講じられ、本年 4 月 1 日から実施された。
 - ① 勧誘における適合性原則の徹底
 - イ. 合理的根拠適合性の検証（投資者へ販売する商品としての適否を事前検証）
 - ロ. 勧誘開始基準の設定
 - ② 勧誘・販売等における説明義務の強化
 - イ. 注意喚起文書の交付
 - ロ. 重要事項の説明
 - ハ. 確認書の受入れ

- ③ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の判断基準等（ガイドライン）の策定

（注）別紙「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託等に係る販売勧誘規制について」参照

(2) パブリックコメントにおける意見等

① パブリックコメントの募集における意見

上記の投資勧誘規則の改正に伴うパブリックコメントの募集において、二種外務員による複雑な仕組債・投資信託等の取扱いについて、次の意見が寄せられた。

「外務員資格に関連して、仕組商品は債券や投資信託の形態を採っていることから、二種外務員資格しか持たないにもかかわらず仕組商品を勧誘販売させているケースを見受けます。仕組商品はデリバティブ等についての高度な知識と理解が必要であることを考えますと、二種外務員資格しか持たない者はこれらの商品を販売勧誘する適格要件を欠くことは明らかなです。二種外務員がこれらの商品の販売勧誘行為を行うことは禁止すべきと考えます。」

② 国民生活センターからの指摘

平成 23 年 6 月 23 日公表の「国民生活センター ADR の実施状況と結果概要について（平成 23 年度第 1 回）」において、次の指摘があった。

「デリバティブを組み入れた商品であるが外形的には投資信託であるために、デリバティブを取り扱うことができない者によっても販売可能であるが、そのような状況は改善の余地がある。」

I-2 検討状況（中間報告）

上記 2 (2) の投資勧誘規則の改正に伴うパブリックコメントの募集において、二種外務員による複雑な仕組債・投資信託等の取扱いについて、その見直しが指摘されたことから、平成 23 年 3 月 14 日、自主規制企画委員会から、「外務員等資格試験制度の見直しに関するワーキング」（以下「本ワーキング」という。）に対して、その検討の指示があった。

本ワーキングは、本年 4 月以降 4 回開催し、協会員に対する「仕組債等の販売勧誘等を行う外務員の実態に関するアンケート調査」を実施するとともに、外部の有識者から意見等を伺い、次のとおり複雑な仕組債・投資信託等を取り扱う外務員の職務・外務員資格の見直しの検討を行った。

(1) 有識者からのヒアリング

- 平成 23 年 6 月 24 日開催の本ワーキングにおいて、有識者からヒアリングを実施
- ⇒ 二種外務員が店頭デリバティブ取引等に類する複雑な仕組債・投資信託等を取り扱うことは資格としての適格要件を欠く。
- ⇒ 二種外務員の店頭デリバティブ取引等に類する複雑な仕組債・投資信託等の販売勧誘において問題が発生した場合、外務員資格制度の不備として問題提起される可能性が高い。
- ⇒ 商品の実質について十分な知識と理解がなくても勧誘販売可能という状態を「制度として」認めるのは、制度の自己否定、制度に対する信頼喪失ともいえる問題である。
- ⇒ 自主規制として、外務員資格制度の見直しを図るべきである。

(2) 基本的な考え方

本ワーキングでは、次のとおり基本的な考え方を取りまとめた。

- ① 外務員資格制度の枠組みとして、一種外務員及び特別会員一種外務員以外のデリバティブの取扱いを認めていない者（信用取引外務員、二種外務員、特別会員二種外務員及び特別会員四種外務員。以下「二種外務員等」という。）に複雑な仕組債・投資信託等の取扱いを認めることは、外務員資格制度に対する信頼性を損なうものであり、協会員における複雑な仕組債・投資信託の販売勧誘の適正化を図るため、その取扱い是一种外務員及び特別会員一種外務員とする必要がある。
- ② レバレッジ投資信託についても、レバレッジ効果により、一般の投資信託よりも値動きが激しくなる可能性があるリスクが高い取引であり、外務員にはデリバティブ取引の知識と理解が必要であり、顧客への商品内容・リスク説明及び適合性原則の徹底を図る観点から、その取扱い是一种外務員及び特別会員一種外務員とする必要がある。
- ③ 現在協会員において、二種外務員等による複雑な仕組債・投資信託等の取扱いがあることから、顧客の取引の円滑な引継ぎ、二種外務員等の一種外務員又は特別会員一種外務員資格の取得など顧客管理・外務員管理体制の整備を図るためには、一定の経過期間が必要である。
- ④ 本ワーキングでは、引き続き、協会員における複雑な仕組債・投資信託等の取扱状況等を踏まえ、具体的な経過期間の検討を行う。

Ⅱ．特別会員の外務員の投資信託等に係る特例措置の廃止について

1. 検討経緯

- (1) 現在特別会員では、平成 10 年 12 月 1 日の金融機関の投資信託の窓販等の開始に伴う特例措置（平成 10 年 9 月 16 日理事会決定「金融機関の投信窓販等の開始に伴う自主規制の整備についての要綱」。以下「本件特例措置」という。）として、平成 11 年 2 月前までに実施された特別会員一種・特別会員二種外務員資格試験等の合格者のうち、所定の社内研修(いわゆる「8 時間研修」)の修了者については、投資信託及び国債等の有価証券関連店頭デリバティブ取引等の取扱いが認められている。
- (2) 本ワーキングでは、上記Ⅰの検討と併せて、投資信託等の販売勧誘の適正化を図る観点から、本件特例措置の取扱いについて検討を行った。

2. 検討状況（中間報告）

○ 基本的な考え方

本ワーキングでは、次のとおり基本的な考え方を取りまとめた。

- ① 本件特例措置が設けられ 12 年余が経過し、当初の目的はほぼ達成され継続の必要性は少ないと判断されることに加え、外務員の保有資格とこれに対応する取扱い可能商品との関係を明確化する必要性が高まっている状況に鑑み、この機会に本件特例措置は廃止すべきである。
- ② 現在特別会員において、本件特例措置による外務員の投資信託等の取扱いがあることから、上記①の検討に当たっては、顧客の取引の円滑な引継ぎや当該外務員の特別会員二種外務員等の資格の取得など顧客管理・外務員管理体制の整備を図る観点から、一定の経過措置・経過期間が必要である。
- ③ 本ワーキングでは、引き続き、具体的な経過措置、経過期間の検討を行う。

以 上

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託等に係る販売勧誘規制について

平成 23 年 9 月 9 日

取 引	合理的根拠適合性の検証	勧誘開始基準	注意喚起文書の交付	重要事項の説明(注)	確認書の受入れ	取引開始基準
店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債	○	○	○	○	○	
店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託	○	○	○	○	○	
レバレッジ投資信託	○	○		○		
(参考) 一種外務員が取扱うことができる取引の例						
市場デリバティブ取引等	○		○		○	○
店頭デリバティブ取引等	○		○	○	○	○
信用取引	○					○
新株予約権証券等の取引	○				○	○

(注) 日本証券業協会規則・ガイドラインに定める重要事項の説明

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の販売勧誘に係る外務員資格制度の見直しについて

平成 23 年 9 月 9 日

